

簡易な家屋を建築される方へ

～固定資産税が課税される家屋について～

ポイント1

建築確認申請の提出が不要な建物を建築した場合でも、家屋の要件が備わっていれば、固定資産税が課税されます。（ホームセンター等でプレハブの建物を購入し、建築（設置）した場合も同様です）。

家屋の要件

(1) 土地定着性

その建物が永続的に基礎などで定着して使用できる状態であること

（基礎工事が施工【コンクリート叩きも基礎とみなします。またコンクリートブロックであっても外壁に沿って構築されているものは基礎とみなします】されており、容易に移動できない状態にあること。）

(2) 外気分断性

屋根と3方向以上の外壁が耐久性のある部材で囲まれていること

（カーポートのような壁のないものやビニールハウスのように短期間で取り替えなければならないものは課税対象となりません）

(3) 用途性

居宅・作業所・貯蔵庫等の用途として利用できる状態であること

ポイント2

登記申請をしない場合は、家屋補充課税台帳登録名義人届出書（未登記家屋）を提出してください。

※ 固定資産税では建物の面積は関係ありません。小さな増築や建物であっても、家屋の要件と高さが1.5m以上であれば課税対象となります。また、使い勝手や安全性など、十分に考慮したうえで建築（設置）してください。

問い合わせ

おい町役場税務地籍課

電話 0770-77-4052